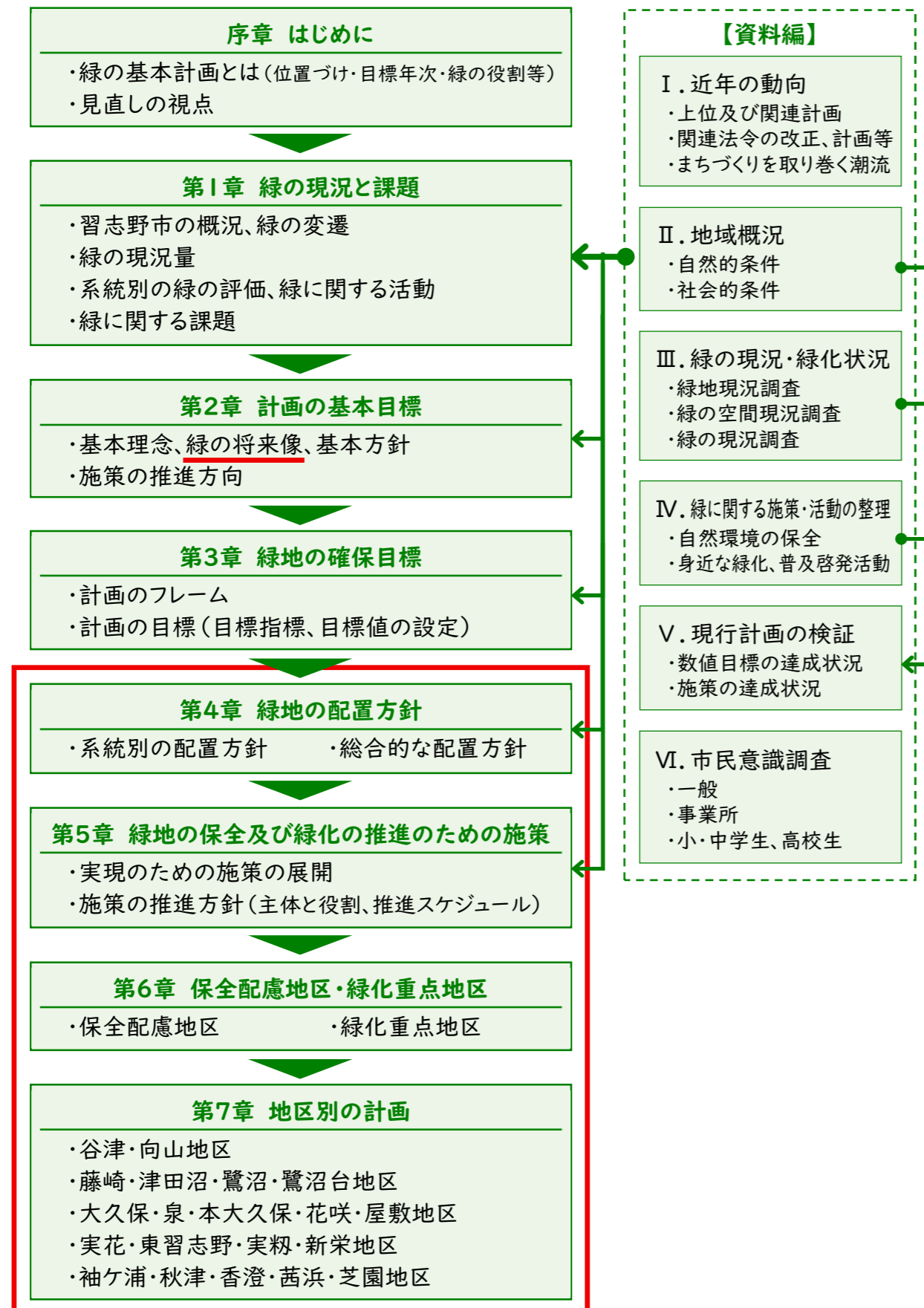


## 1. 計画の構成と今回の検討範囲



## 2. 緑の将来像(前回提示案からの絞り込み(素案p31))

都市環境の保全、レクリエーション活動や憩いの場、防災、都市景観の形成などの機能を持つ多彩な緑や水辺を守り、未来へとつないでいくことにより、市民が生活の豊かさを実感できる緑のまちづくりを目指すため、本計画の緑の将来像(テーマ)を次のように定めます。

〈緑の将来像〉

### 多彩で豊かな水と緑を守り 未来へつながるまち 習志野

#### ■緑の将来像に込めた思い

- 「多彩な」水と緑により“まちを彩る”(色をつける(=緑を守る・増やす))
  - 骨格的な緑や水を守る(谷津干潟、習志野緑地、東京湾に面する海浜部等)
  - 四季の彩りに恵まれた自然豊かなふるさとの原風景、歴史・文化等の地域資源(谷津田、習志野の森、社寺林、文化財等)を保全・継承し、活用する
  - スポーツ・レクリエーション活動の場となる公園緑地をつくる
  - まちの玄関口、多くの人の日常的な利用空間となる駅周辺の緑化を推進する
  - 身近な地域の緑化を推進する(住宅地、商業地、工場・事業所、公共公益施設等)
  - 緑の拠点間をつなぎ、回遊性を高める歩行者空間の充実を図る
  - 公園緑地の整備・保全に関する制度を活用する
- 「多彩な」水と緑により“暮らしを彩る”(おもしろみや趣などを加える(=暮らしを豊かにする))
  - 豊かな自然と市民が共生し、持続的に発展する
  - 緑のまちづくりにより well-being の向上を図る(活力、快適、安全・安心)
  - 市民・事業者・市の協働・連携による活動を広げる
  - 緑のまちづくりの推進体制を整える(支援制度、人材育成、情報発信・意識啓発等の充実)
  - 緑の空間を環境教育、生涯学習の場として活用する
  - 優れた自然景観を保全し、緑の美しい都市景観を創出する
- 「豊かな」水と緑を守る
  - ラムサール条約に登録され、本市のシンボルである谷津干潟の環境を保全する
  - 市街化区域内の都市公園の面積は 5.3 m<sup>2</sup>/人であり、条例の目標値 5 m<sup>2</sup>/人以上を達成
  - 鷺沼地区の新たな市街地整備にあたっては、地区計画などにより、緑豊かな市街地づくりを推進する
- 「未来へつながる」
  - 現在の豊かな緑を共有の財産として未来へ引き継ぎ、さらに魅力を高めることで、持続的に発展し続けるまちを目指す
  - 緑と水の拠点間をつなぐことで回遊性を創出し、それぞれの利便性や魅力の向上を図る
  - 緑に関する個々の取組みを共有し、次世代へとつなげるとともに、関わる人と人、緑と緑がつながり、取組みの輪が広がるまちを目指す

「多彩」とは…(出典:デジタル大辞泉)

- 色の種類の多いこと。いろどりが多く美しいこと。
- 変化や種類が多くにぎやかなこと。

### 3. 緑地の配置方針 (素案 p39~50)

#### 環境保全系統 (素案 p39・40)

- (1) 骨格を形成する緑
  - ・谷津干潟、拠点性の高い公園など
- (2) 優れた自然環境を有する緑
  - ・斜面林、自然保護地区、生産緑地地区など
- (3) 快適な生活環境づくりに役立つ緑
  - ・緑の空間、緑のネットワーク

#### レクリエーション系統 (素案 p41・42)

- (1) 日常的なレクリエーションの場を創出する緑
  - ・街区公園、近隣公園、学校のグラウンドなど
- (2) 総合的なレクリエーションの場を創出する緑
  - ・習志野緑地
- (3) 自然とのふれあいの場を保全・活用する緑
  - ・谷津干潟、自然保護地区など
- (4) 緑のネットワークを創出する緑
  - ・ハミングロード、街路樹など

#### 防災系統 (素案 p43・44)

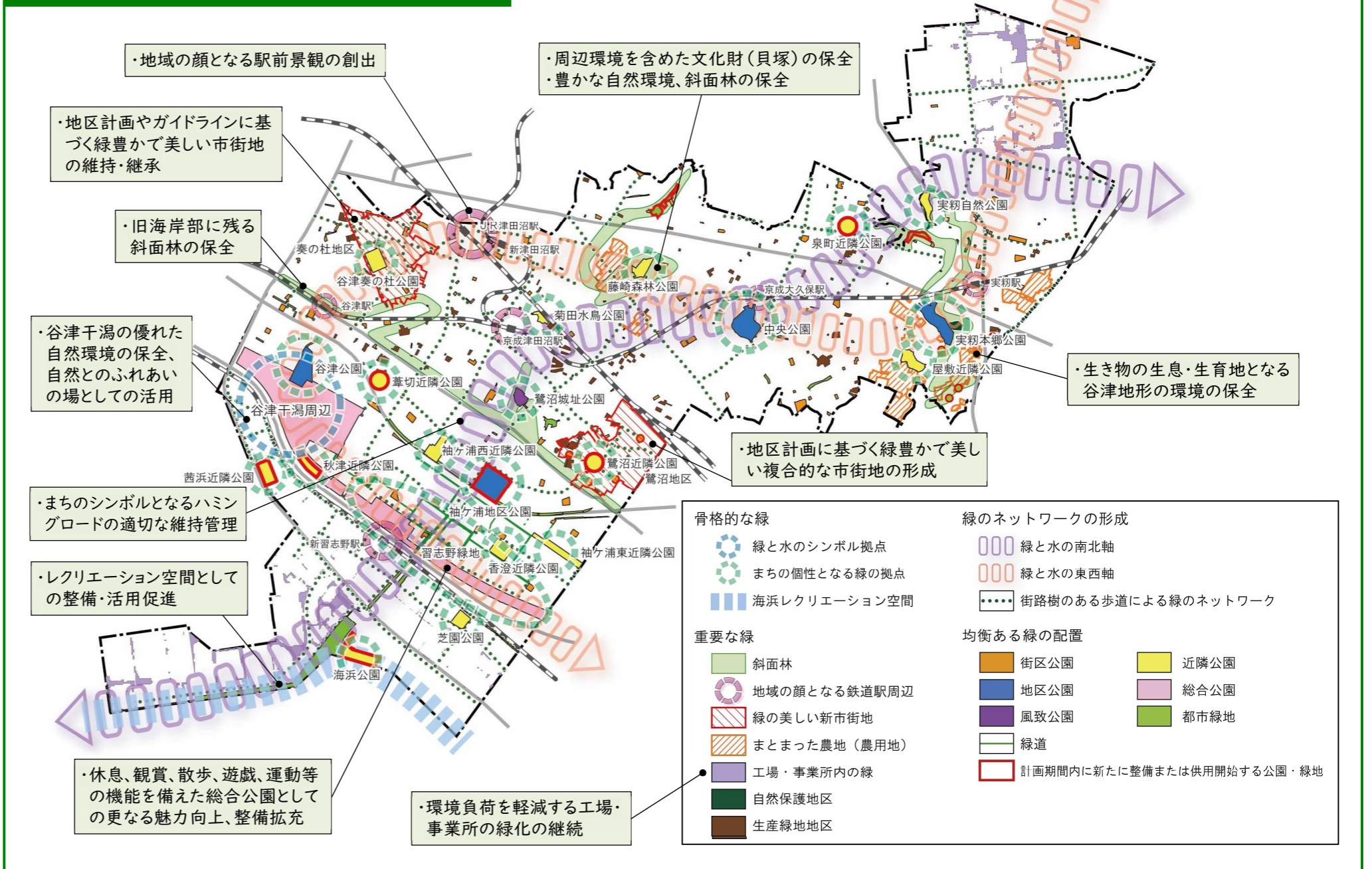
- (1) 一時避難場所・避難路となる緑
  - ・緊急輸送道路、都市公園など
- (2) 自然災害の軽減に役立つ緑
  - ・斜面林、農地、街路樹など
- (3) 環境負荷の軽減に役立つ緑
  - ・緑化協定による工場緑化など

#### 景観形成系統 (素案 p45・46)

- (1) 地域の優れた景観を形成する緑
  - ・谷津干潟、まとまった農地など
- (2) その他の自然的・歴史的景観を形成する緑
  - ・斜面林、自然保護地区など
- (3) 市街地の景観を創出する緑
  - ・鉄道駅周辺、拠点となる公園など

緑の有する環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の各系統別の配置方針を踏まえ、総合的な緑地の配置方針を定めます。

#### 総合的な緑地の配置方針 (素案 p47~50)



## 4. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策 (素案 p51~75)

### (1) 第二次改訂計画 (R4) からの変更内容 (素案 p51~69)

#### 基本方針1. 地域の個性となる緑と水をまもり、いかす (素案 p52~55)

施策の推進方向	施策の展開
① 干潟の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 干潟を所管する国が実施する保全事業への協力の継続【継続】</li> <li>● 干潟に親しむ機会の創出と利用促進【継続】</li> <li>● ウォーターフロントの創出【削除(②で記載)】</li> <li>● 湿地を有する国内外の自治体との交流・提携の継続【一部変更】</li> </ul>
② 海辺の自然を体感できるレクリエーション空間の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 雄大な海浜景観の保全・創出【新規】</li> <li>● レクリエーション空間としての整備・活用促進【新規】</li> <li>● 新習志野駅周辺との回遊性・連続性の創出【新規】</li> </ul>
③ 優れた自然環境の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別緑地保全地区の指定検討【継続】</li> <li>● 自然保護地区・都市環境保全地区・保存樹木の指定継続と適正な見直し【継続】</li> <li>● 身近な地域での水辺の保全【継続】</li> <li>● 豊かな自然の保全と親しむ機会の創出【一部変更】</li> <li>● 樹木医による樹木診断の実施【継続】</li> </ul>
④ 習志野らしい歴史・文化的環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化財の指定継続と活用【継続】</li> <li>● 社寺林の環境の保全【継続】</li> <li>● 歴史や文化を楽しむことができるまちの情報発信【一部変更】</li> </ul>
⑤ 農地の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生産緑地地区による都市内農地の保全、特定生産緑地地区制度の活用促進【一部変更】</li> <li>● 農用区域の適正な管理【継続】</li> <li>● 市民農園の保全・活用【一部変更】</li> <li>● 遊休農地対策の推進【一部変更】</li> </ul>

#### 基本方針2. 緑と水の拠点を彩り、つなぐ (素案 p56~61)

施策の推進方向	施策の展開
① 公園・緑地の適正配置・魅力向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住区基幹公園の適正配置・魅力向上【一部変更】</li> <li>● 鷺沼特定土地区画整理事業地区での公園・緑地の計画的な整備の推進【新規】</li> <li>● 市民の多様なレクリエーションニーズに対応した公園・緑地づくり【一部変更】</li> <li>● 借地公園の拡充【一部変更】</li> <li>● 立体都市公園制度の導入の検討【継続】</li> <li>● 総合公園の整備【削除(④で記載)】</li> <li>● 風致公園の整備【削除(④で記載)】</li> <li>● 都市緑地の整備【削除(④で記載)】</li> </ul>
② 緑と水の拠点のネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ハミングロードの適正な維持管理【一部変更】</li> <li>● 主要な公園や鉄道駅周辺をつなぐ歩行者空間の整備・回遊性の創出【一部変更(香りの道づくり から変更)】</li> <li>● 緑道・街路樹による連続性のある道路空間の緑化【一部変更(「緑道の整備」と「街路樹の再整備」を統合)】</li> </ul>
③ 公園・緑地の防災機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鷺沼特定土地区画整理事業地区への新たな防災拠点(防災公園)の設置【新規(「防災公園の整備」を具体化)】</li> <li>● 再整備に併せた公園緑地・河川等の防災機能の向上【一部変更】</li> <li>● 幹線道路の計画的な緑化推進【継続】</li> </ul>
④ 既存の公園・緑地の適正な管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>● PPP/PFIの拡充・導入の検討【変更(「既存の公園緑地の魅力アップと利用促進」と「指定管理者制度の導入」を統合)】</li> <li>● 都市公園に準ずる施設の都市公園としての供用の促進【新規】</li> <li>● 公園・緑地での省エネルギー対策の推進【継続】</li> <li>● 管理指針に基づく公園・緑地・緑道・街路樹等の樹木の適正管理【一部変更】</li> <li>● 公園台帳等の整備・定期的な更新【一部変更】</li> <li>● 公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の適正な維持管理【一部変更】</li> <li>● 総合公園の整備・拡充【変更(①から移動)】</li> <li>● 秋津公園内のスポーツ施設の改修および整備【新規】</li> <li>● 風致公園の整備・拡充【継続(①から移動)】</li> <li>● 地域の特色を活かした都市緑地の整備【継続(①から移動)】</li> <li>● 多様な品種桜の整備【一部変更(基本方針4から移動)】</li> <li>● 市民からの情報提供を活かした公園・緑地の維持管理【新規】</li> <li>● 市の花アジサイの名所づくり【新規】</li> </ul>

基本方針3. 身近な暮らしの緑をはぐくむ(素案p62~65)

施策の推進方向	施策の展開
①公共公益施設の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共公益施設の緑化【継続】</li> <li>● 道路の緑化【継続】</li> <li>● 鉄道施設の緑化の促進【継続】</li> </ul>
②住宅地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑地協定制度の活用【継続】</li> <li>● 地区計画制度の活用【継続】</li> <li>● 緑化計画制度等の検討【削除】</li> <li>● 花と緑のまちなみ登録制度の検討【削除】</li> <li>● 住宅開発時の緑化指導【継続】</li> <li>● 接道部の緑化や生垣化の推進【継続】</li> </ul>
③工場・事業所等の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 工場・事業所の緑化推進【継続】</li> <li>● 緑化協定の締結推進と緑地の保全【継続】</li> <li>● 工場・事業所・大学の市民開放の促進【継続】</li> </ul>
④商業地・主要な鉄道駅周辺の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 花で彩られた魅力ある商店街づくり【継続】</li> <li>● 駐車場・駐輪場の緑化【削除】</li> <li>● 緑化地域制度の活用【継続】</li> <li>● 駅周辺での市街地再開発事業に併せた緑化の促進【新規】</li> <li>● 新習志野駅周辺の緑化推進・緑のネットワークの形成【新規】</li> <li>● 駅前広場での緑の空間の魅力向上【新規】</li> </ul>

基本方針4. 協働・連携による緑の輪をひろげる(素案p66~69)

施策の推進方向	施策の展開
①緑を支える市民活動の推進・支援制度等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑を支える団体への支援【一部変更】</li> <li>● 市民協働による公園の維持管理【変更】</li> <li>● 「名木百選」事業の継続【一部変更】</li> <li>● 緑のふるさと基金を活用した事業の推進【新規】</li> <li>● 花いっぱい花壇づくり事業の継続【一部変更】</li> <li>● オープン・ガーデンの普及【継続】</li> <li>● 習志野の緑を再発見する活動の展開【削除】</li> <li>● 「桜守」による品種桜日本一事業【削除(基本方針2で記載)】</li> <li>● 緑の表彰制度の継続・拡充【継続】</li> <li>● 緑に係る人材への支援【一部変更(「相談員の育成」と「プレイリーダーの育成」を統合)】</li> <li>● 緑のキャラクターづくり【削除】</li> <li>● 市の花アジサイの緑化推進、魅力発信【継続】</li> <li>● 「誕生の木」の配布【継続】</li> <li>● アカシアの森計画【削除】</li> <li>● シェードガーデン植物見本園【削除】</li> </ul>
②多様な媒体による緑の情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報・パンフレット・映像・SNS等多様な媒体による情報発信【一部変更】</li> <li>● 緑と公園のホームページの充実【継続】</li> <li>● 緑のマップ・緑の副読本づくり【削除】</li> </ul>
③環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校などでの環境教育の支援【新規】</li> <li>● 谷津干潟自然観察センターによる環境学習の普及啓発【新規】</li> <li>● 公民館などでの環境に係る講座の実施【新規】</li> </ul>
④緑と水の計画・調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑の基本計画の策定・改定【一部変更】</li> <li>● 緑の現況調査の定期的実施【継続】</li> <li>● 景観計画の策定など、景観まちづくりの推進【一部変更】</li> <li>● 公園の利用実態調査・ニーズ調査の実施【継続】</li> <li>● 緑と水のこども探検隊の設立検討【削除】</li> <li>● 教育機関や市民ボランティアとの連携【一部変更】</li> <li>● 市民による緑と水の調査・研究【削除(「教育機関や市民ボランティアとの連携」に統合)】</li> </ul>

(2) 施策の体系 (素案p72~75)

〈将来像〉

〈基本方針〉

多彩で豊かな水と緑を守り 未来へつながるまち 習志野

地域の個性となる  
緑と水をまもり、いかす

緑と水の拠点を  
彩り、つなぐ

施策の推進方向	施策の展開	役割分担			推進スケジュール	
		市民	事業者	市	R8~17	R18~27
①千潟の保全と活用	千潟を所管する国が実施する保全事業への協力の継続【継続】	○	○	●		
	千潟に親しむ機会の創出と利用促進【継続】			●		
	湿地を有する国内外の自治体との交流・提携の継続【一部変更】	○		●		
②海辺の自然を体感できる レクリエーション空間の創出	雄大な海浜景観の保全・創出【新規】			●		
	レクリエーション空間としての整備・活用促進【新規】	○		●		
	新習志野駅周辺との回遊性・連続性の創出【新規】			●		
③優れた自然環境の保全と活用	特別緑地保全地区の指定検討【継続】	○		●		
	自然保護地区・都市環境保全地区・保存樹木の指定継続と適正な見直し【継続】	○		●		
	身近な地域での水辺の保全【継続】	○		●		
	豊かな自然の保全と親しむ機会の創出【一部変更】	○		●		
④習志野らしい 歴史・文化的環境の保全	樹木医による樹木診断の実施【継続】			●		
	文化財の指定継続と活用【継続】			●		
	社寺林の環境の保全【継続】	○		●		
	歴史や文化を楽しむことができるまちの情報発信【一部変更】			●		
⑤農地の保全と活用	生産緑地地区による都市内農地の保全、特定生産緑地地区制度の活用促進【一部変更】	○		●		
	農用地区域の適正な管理【継続】	○		●		
	市民農園の保全・活用【一部変更】	○	○	●		
	遊休農地対策の推進【一部変更】	○	○	●		
①公園・緑地の適正配置・魅力向上	住区基幹公園の適正配置・魅力向上【一部変更】	○		●		
	鷺沼特定土地地区画整理事業地区での公園・緑地の計画的な整備の推進【新規】	○		●		
	市民の多様なレクリエーションニーズに対応した公園・緑地づくり【一部変更】	●		●		
	借地公園の拡充【一部変更】	○	○	●		
②緑と水の拠点のネットワーク化	立体都市公園制度の導入の検討【継続】	○	○	●		
	ハミングロードの適正な維持管理【一部変更】	●	○	●		
	主要な公園や鉄道駅周辺をつなぐ歩行者空間の整備・回遊性の創出【一部変更】	●	○	●		
③公園・緑地の防災機能の強化	緑道・街路樹による連続性のある道路空間の緑化【一部変更】	○		●		
	鷺沼特定土地地区画整理事業地区への新たな防災拠点(防災公園)の設置【新規】	○		●		
	再整備に併せた公園緑地・河川等の防災機能の向上【一部変更】	○		●		
④既存の公園・緑地の適正な 管理・運営	幹線道路の計画的な緑化推進【継続】	○		●		
	PPP/PFIの拡充・導入の検討【変更】	○	○	●		
	都市公園に準ずる施設の都市公園としての供用の促進【新規】			●		
	公園・緑地での省エネルギー対策の推進【継続】			●		
	管理指針に基づく公園・緑地・緑道・街路樹等の樹木の適正管理【一部変更】			●		
	公園台帳等の整備・定期的な更新【一部変更】			●		
	公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の適正な維持管理【一部変更】	○		●		
	総合公園の整備・拡充【変更】			●		
	秋津公園内のスポーツ施設の改修および整備【新規】			●		
	風致公園の整備・拡充【継続】			●		
	地域の特色を活かした都市緑地の整備【継続】	○		●		
多様な品種桜の整備【一部変更】	○	○	●			
市民からの情報提供を活かした公園・緑地の維持管理【新規】	○	○	●			
市の花アジサイの名所づくり【新規】			●			

●:主体的に取り組む ○:協力的に取り組む

〈将来像〉

〈基本方針〉

多彩で豊かな水と緑を守り 未来へつながるまち 習志野

身近な暮らしの  
緑をはぐくむ

協働・連携による  
緑の輪をひろげる

施策の推進方向	施策の展開	役割分担			推進スケジュール	
		市民	事業者	市	R8~17	R18~27
①公共公益施設の緑化	公共公益施設の緑化【継続】			●		
	道路の緑化【継続】	○	○	●		
	鉄道施設の緑化の促進【継続】		●			
②住宅地の緑化	緑地協定制度の活用【継続】	●		●		
	地区計画制度の活用【継続】	●		●		
	住宅開発時の緑化指導【継続】	○		●		
	接道部の緑化や生垣化の推進【継続】	●		●		
③工場・事業所等の緑化	工場・事業所の緑化推進【継続】		●	●		
	緑化協定の締結推進と緑地の保全【継続】		○	●		
	工場・事業所・大学の市民開放の促進【継続】	○	●	○		
④商業地・主要な鉄道駅周辺の緑化	花で彩られた魅力ある商店街づくり【継続】	○	●	○		
	緑化地域制度の活用【継続】			●		
	駅周辺での市街地再開発事業に併せた緑化の促進【新規】		●	○		
	新習志野駅周辺の緑化推進・緑のネットワークの形成【新規】		○	●		
①緑を支える市民活動の推進・支援制度等の充実	駅前広場での緑の空間の魅力向上【新規】		○	●		
	緑を支える団体への支援【一部変更】	●		●		
	市民協働による公園の維持管理【変更】	●		●		
	「名木百選」事業の継続【一部変更】	○		●		
	緑のふるさと基金を活用した事業の推進【新規】	○		●		
	花いっぱい花壇づくり事業の継続【一部変更】	●		●		
	オープン・ガーデンの普及【継続】	●		●		
	緑の表彰制度の継続・拡充【継続】	○	○	●		
	緑に係る人材への支援【一部変更】	○	○	●		
②多様な媒体による緑の情報発信の充実	市の花アジサイの緑化推進、魅力発信【継続】	○	○	●		
③環境学習の推進	「誕生の木」の配布【継続】			●		
	広報・パンフレット・映像・SNS等多様な媒体による情報発信【一部変更】	○	○	●		
	緑と公園のホームページの充実【継続】			●		
④緑と水の計画・調査・研究	学校などでの環境教育の支援【新規】	○	○	●		
	谷津干潟自然観察センターによる環境学習の普及啓発【新規】	○	○	●		
	公民館などでの環境に係る講座の実施【新規】	○		●		
④緑と水の計画・調査・研究	緑の基本計画の策定・改定【一部変更】			●		
	緑の現況調査の定期的実施【継続】			●		
	景観計画の策定など、景観まちづくりの推進【一部変更】	○	○	●		
	公園の利用実態調査・ニーズ調査の実施【継続】	○	○	●		
	教育機関や市民ボランティアとの連携【一部変更】	○	○	●		

●:主体的に取り組む ○:協力的に取り組む

## 5. 保全配慮地区・緑化重点地区 (素案p76~89)

### 【保全配慮地区とは】

- ・都市緑地法において「緑地保全地域、特別緑地保全地区および生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」と定められています。
- ・都市緑地法運用指針では、「風致景観の保全、生物多様性の保全、都市住民の自然とのふれあいの場の提供等の観点から重要となる自然的環境に富んだ地区等」について定めるものとされています。



### 【緑化重点地区とは】

- ・都市緑地法において「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」と定められています。
- ・都市緑地法運用指針では、「駅前等都市のシンボルとなる地区、緑が少ない住宅地、風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区、防災上緑地の確保及び市街地における緑化の必要性が比較的高い地区、緑化の推進に関し住民意識が高い地区、生態系ネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区等」について定めるものとされています。

